さいたま市告示第1561号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和7年10月10日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和7年10月6日

さいたま市長 清 水 勇 人

次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
10月3日	猫	岩槻区末田	雑種	メス	茶トラ	1~2 ヶ月齢	無	負傷動物

連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター

(2) 電話 048(840)4150

(3) FAX 048 (840) 4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日(10月10日まで)